

担 当 部 課 名	健幸福祉部 保健予防課 健康づくりグループ		TEL	0297-48-6000 (音声案内 1)
件 名	「クーリングシェルターに 27 施設」指定			
新規・継続別	新 規			
期 間	2024 年 7 月 1 日（月）～ 2024 年 10 月 23 日（水）			
場 所	守谷市内	TEL		
主 催 者	守谷市	TEL		
そ の 他 の 者 関 係	守谷市内公共施設・商業施設等	TEL		
目 的 又 は 趣 旨	熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、守谷市内の公共施設 8 か所と民間施設 19 か所、併せて 27 か所の施設をクーリングシェルターとして指定・活用することで、熱中症による健康被害の防止に取り組めます。			
内 容 (方法, 対象者, 数量等)	＜クーリングシェルターとは＞ 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法が改正されたことにより、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定することが可能となりました。 クーリングシェルターとは、暑さをしのぐ一時避難所として各自治体にあらかじめ準備された場所・施設です。 ＜設置の背景＞ 熱中症による救急搬送人数が毎年数万人を超え、死亡者数も増加している現在、熱中症は世代を問わず生命や生活に直結する深刻な問題となっています。 そのため、自助の取組を超え、各自治体にあらかじめ準備された暑さをしのぐ場所・施設の活用が効果的と考えられ、全国的にクーリングシェルター設置の取組を広げています。 ＜指定施設＞ 全 27 施設（詳細は別添資料 1 参照） 公共施設：8 か所 民間施設：19 か所 ＜指定施設の実施事項＞			

	(1) 各施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したのぼり旗等マークの掲示（資料2 参照） (2) 休息用の椅子等の準備 (3) 冷房設備の適切な管理 ＜施設運用期間＞ 今年度（R6 年度）は7 月 1 日から開始します。 翌年度以降は熱中症警戒情報運用期間中（4 月第 4 水曜日～10 月第 4 水曜日）を施設運用期間とします。 なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。 ＜新規協力施設の募集＞ 7 月 1 日から公開する市ホームページで、新たにクーリングシェルの開設に協力いただける民間施設を募集します。 【要件】 (1) 施設情報を市のホームページに掲載できること (2) 指定のクーリングシェルのマークを掲示できること (3) 適当な冷房設備を有すること (4) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができること (5) メールもりやで通知する熱中症警戒情報を受信できること
予 算 額 又 は 経 費	578,000 円
特 記 事 項	